



ほ装工事の自社施工義務付けに伴う監督作業及び中間・完成検査要領の改定について（通知）

技術基準の種類:設計・施工
通知日:平成14年12月9日

管第1923号
平成14年12月9日

日野総合事務所県土整備局長
農 林 水 産 部 長
部 内 各 課 長
各 地 方 県 土 整 備 局 長
鳥 取 港 湾 事 務 所 長
鳥 取 空 港 管 理 事 務 所 長

様

県 土 整 備 部 長

県土整備部ほ装工事自社施工監督要領の制定について（通知）

ほ装単独工事の自社施工については、平成12年度からほ装単独工事受注者による舗設の自社施工を義務付けるとともに、「ほ装工事の自社施工義務付けに伴う監督業務及び中間・完了検査要領」（平成12年5月11日付管第84号鳥取県土木部長通知）によりほ装単独工事自社施工の徹底を図っているところです。

このたび、この要領に代えて新たに別添のとおり県土整備部ほ装工事自社施工監督要領を制定したので、今後は、新要領に従って業務を適正に処理してください。

なお、新要領における主な改正点は下記のとおりです。
おって、本通知に伴い「ほ装単独工事の自社施工の徹底について」（平成12年5月11日付管第84号土木部長通知）、「ほ装工事の自社施工に係るほ装用機械の取扱いについて」（平成13年7月17日付管第286号土木部長通知）は廃止します。

記

- 1 病気等によりあらかじめ通知した技術者等を従事させることができない場合、又はそれに伴ってほ装用機械の担当を変更する場合において、変更する期間が短期間にとどまるものは、監督員等との口頭での協議により、変更通知書に代えることができるものとした。
- 2 施工場所の条件等により申請したほ装用機械を変更する場合の協議手続を定めるなど、所要の規定の整備を行った。

県土整備部ほ装工事自社施工監督要領

1 目的

ほ装工事（県土整備部（日野総合事務所県土整備局を含む。）が所管するものに限る。以下同じ。）の請負業者自身による施工（以下「自社施工」という。）についての監督（以下「自社ほ装監督」という。）を統一的・効果的に行うため必要な事項を定め、もって、ほ装工事の自社施工を確保することを目的とする。

2 対象工事

自社ほ装監督は、ほ装工事の入札参加資格を有する業者を対象に入札を行ったほ装工事（表層工（ほ装補修におけるオーバーレイ及びレベリング層を含む。）、基礎工及び上層路盤工とし、特殊工法が必要なこと等により閲覧設計書に下請施工によって差し支えないものとして明示された部分を除く。）で、現場説明書において自社施工を義務付けているものについて行う。

（参考：下請施工によって差し支えないものの例）

- ・路面切削、路上表層再生工、路上再生路盤工
- ・登録対象機種が使用できない歩道等のほ装

3 実施体制

自社ほ装監督は、監督員と他の技術職員（係長級以上の者に限る。）の2名以上で行う。

4 施工体制の事前通知

- (1) ほ装工事の請負業者は、当該ほ装工事に従事する技術者及び作業員並びに使用するほ装用機械（ほ装工事の入札参加資格に係るものに限る。以下「技術者等」という。）を、ほ装工事施工体制通知書（様式第1号。以下「通知書」という。）により着工日までに発注機関に通知するものとする。
- (2) ほ装工事の請負業者は、(1)により通知した技術者又は作業員を変更する場合は、あらかじめ当該変更の内容を記載した通知書を発注機関に提出するものとする。ただし、病気等により当該技術者又は作業員を従事させることができない場合、又はそれに伴ってほ装用機械の担当を変更する場合において、変更する期間が短期間にとどまるときは、3により自社ほ装監督を行う職員（以下「監督員等」という。）にあらかじめ口頭で協議して、当該通知書の提出に代えることができる。この場合においては、後日速やかに文書で協議するものとする。

5 施工体制の事前確認

- (1) 監督員等は、4の(1)により通知された技術者等（4の(2)による変更後の者を含む。以下「通知技術者等」という。）が、当該業者の建設工事入札参加資格審査申請書の添付書類（所定の手続を経て変更されている場合にあっては、変更後のものとする。）に記載されているもの（以下「申請技術者等」という。）であるかどうか確認するものとする。
- (2) 監督員等は、通知技術者等の中に申請技術者等でないものがあるときは、当該技術者等を申請技術者等に変更するよう、当該業者に指示するものとする。ただし、施工場所の条件等により申請書類に記載されたほ装用機械での施工が不合理又は不可能な場合において、4の(1)により通知されたほ装用機械が、当該業者があらかじめ発注機関に文書で協議し、その承諾を得たものであるときは、この限りでない。

6 施工体制の現地確認

- (1) ほ装工事の請負業者は、ほ装工事の各工種（表層工、基礎工、上部路盤工等をいう。以下同じ。）の施工時期を、原則としてそれぞれの着工日の1週間前までに発注機関に通知するものとする。
- (2) 監督員等は、ほ装工事の各工種の施工中に現地でそれぞれ1回（当該工種の施工面積が著しく広い場合、又は相当の休止期間を挟んで2回以上に分けて施工する場合にあっては、2回）以上、当該工種に係る技術者等が申請技術者等（5の(2)ただし書により発注機関の承諾を得たほ装用機械を含む。以下同じ。）であるかどうか確認するものとする。
- (3) (2)による確認は、次に定めるところにより行うものとする。
 - ア 申請技術者等が現地にいる（ある）ことのみならず、当該技術者及び作業員が業務を適正に行っており、当該ほ装用機械が適正に使用されていることを確認すること。
 - イ 申請技術者等が現地にいない（ない）場合は、直ちに申請技術者等を現地に配置するよう指示するとともに、その行為が請負契約に違反する行為である旨を伝えること。
 - ウ 請負契約に違反する行為が重大なもの（自社施工を全く行っていない等）である場合は、鳥取県建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱（平成6年9月20日付管第157号鳥取県土木部長通知）第8条第1項の規定による不正行為等の報告を行うこと。ただし現地においては慎重に対応することとし、当該業者に対して不用意な発言等をしないよう注意すること。
 - エ 確認結果についてほ装工事自社施工状況確認票（様式第2号）を作成するとともに確認状況を写真等に記録すること。この場合、それらが指名停止等の根拠ともなることから、事実を客観的に記載し記録するよう努めること。

附則

- 1 この要領は、平成15年1月6日から施行する。
- 2 ほ装工事の自社施工義務付けに伴う監督業務及び中間・完了検査要領（平成12年5月11日付管第84号鳥取県土木部長通知）は、廃止する。

(様式第1号)

ほ装工事施工体制通知書

平成 年 月 日

(発注機関の長) 様

平成 年 月 日締結の建設工事請負契約に係るほ装工事について、下記の技術者及び作業員並びには装用機械により施工することとしたので、県土整備部ほ装工事自社施工監督要領（平成14年12月9日付管第1923号鳥取県県土整備部長通知）4の（1）の規定により通知します。

請負者 所在地
商号又は名称
代表者氏名



記

工 事 名			
工事場所			
技 術 者 及 び 作 業 員	職 名	氏 名	
	主 任 技 術 者		
	品 質 管 理 責 任 者		
	フニッシャー運転手		
	マカダムローラー運転手		
	タイヤローラー運転手		
	レ ー キ マ ン		
ほ 装 用 機 械	機 械 名	機械番号	登録番号
	モータグレーダー		
	フィニッシャー		
	マカダムローラー		
	タイヤローラー		

- 注) 1 登録番号のない機械については、当録番号欄の記載を要しない。
2 技術者及び作業員については、職の兼務は認めない。
(例：ひとりがマカダムローラー運転手とタイヤローラー運転手を兼務することは認めない。)

ほ装工事自社施工状況確認票（ / ）

（ △ △ 地方県土整備局 ）

工 事 名	一般県道 ○○ 線 舗装新設工事	工事場所	鳥取市 ○○
施工業者名	(株) △△建設	工 期	H14. 5. △ ～ H14. 9. □□
		工事内容	延 長 1, 000m 面 積 10, 000m ²

		確認年月日	H14. 6. ○	H14. 7. △	H14. 8. □	H14. 8. ○	
		確認者 職氏名	監督 ○○○○	同 左	同 左	同 左	
		# 職氏名	課長 ○○○○	補佐 □□□□	係長 △△△△	同 左	
技術者及び作業員	職 名	選任者氏名	上層路盤工	上層路盤工	基層工	表層工	
	主 任 技 術 者	○○ ○	○	○	○	○	
	品 質 管 理 責 任 者	△△ △				○	
	フニッシャー運転手	□□ □			違う場合 ××△△	違う場合 ××□□	
	マカダムローラー運転手	○ ××	○	○	○	○	
	タイヤローラー運転手	△ ○○	○	○	○	○	
ほ装用機械	レ ー キ マ ン	□ △△			○	○	
	機 械 名	指定機械番号 # 登録番号	同 左	同 左	同 左	同 左	
	モータグレーダー	RR1234 鳥取あ123	○	○			
	フィニッシャー	1234			○	違う場合 6789	
	マカダムローラー	TS1234 鳥取あ345	○	○	○	○	
	タイヤローラー	5678	○	○	○	○	

別添資料：確認写真